

お知らせ

令和3年8月23日

貯金規定等の一部改正について

令和3年10月1日付で貯金規定および商品概要説明書を一部改正いたします。
改正内容の詳細につきましては、以下の改正箇所にかかる新旧対照表をご参照
ください。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>
JAバンク新潟県信連 営業部
TEL : 025 - 230 - 2141

新旧対照表（貯金規定）

改正後	改正前
当座勘定規定(省略)	当座勘定規定(省略)
<p style="text-align: center;">普通貯金規定</p> <p>1～16. (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものや第 20 条に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）</p> <p>③ 貯金者等（休眠預金等活用法第 2 条第 3 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと</p> <p>A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更</p> <p>B 取引店舗の変更</p> <p>C 相続等による口座名義人の変更</p> <p>18～19. (省略)</p> <p>20. (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) <u>未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。</u></p> <p>(2) <u>この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。</u></p> <p>(3) <u>この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落とし、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。</u></p> <p>(4) <u>未利用口座管理手数料の引落しは、第 14 条第 4 項の貯金口座の利用には含まれないものとします。</u></p> <p>(5) <u>一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。</u></p> <p>(6) <u>第 3 項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u></p> <p>21. (規定の変更等) (1)～(2) (省略)</p>	<p style="text-align: center;">普通貯金規定</p> <p>1～9. (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るもの（追加）を除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）</p> <p>③ 貯金者等（休眠預金等活用法第 2 条第 3 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと</p> <p>A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更</p> <p>B 取引店舗の変更</p> <p>C 相続等による口座名義人の変更</p> <p>18～19. (省略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>20. (規定の変更等) (1)～(2) (省略)</p>

改正後	改正前
以上 <u>(令和3年10月1日現在)</u>	以上 <u>(令和3年4月1日現在)</u>
教育資金贈与税非課税措置に関する特約（省略）	教育資金贈与税非課税措置に関する特約（省略）
結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約（省略）	結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約（省略）
成年後見支援貯金に関する特約（省略）	成年後見支援貯金に関する特約（省略）
<p style="text-align: center;">総合口座取引規定</p> <p>1～15.（省略）</p> <p>16.（解約等）</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 第14条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。<u>また、普通貯金規定にもとづき、普通貯金取引が停止または解約された場合は、当組合は貸越を中止するものとします。</u></p> <p>(3)～(6)（省略）</p> <p>17～20.（省略）</p> <p>21.（休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い）</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当組合の当該各取引の規定により取扱います）、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等<u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいません。)</u>は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。</p> <p><u>22.（未利用口座管理手数料）</u></p> <p>(1) <u>未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。</u></p> <p>(2) <u>この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。</u></p> <p>(3) <u>この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落とし、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができる</u></p>	<p style="text-align: center;">総合口座取引規定</p> <p>1～15.（省略）</p> <p>16.（解約等）</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 第14条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。<u>(追加)</u></p> <p>(3)～(6)（省略）</p> <p>17～20.（省略）</p> <p>21.（休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い）</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当組合の当該各取引の規定により取扱います）、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等<u>(追加)</u>は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。</p> <p><u>(追加)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>ものとしします。</u></p> <p><u>(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第 16 条第 5 項の貯金口座の利用には含まれないものとしします。</u></p> <p><u>(5) 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。</u></p> <p><u>(6) 第 3 項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u></p> <p>23. (規定の変更等) (1)～(2) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和 3 年 10 月 1 日現在)</u></p>	<p>22. (規定の変更等) (1)～(2) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和 3 年 4 月 1 日現在)</u></p>

普通貯金無利息型（決済用）規定	普通貯金無利息型（決済用）規定
<p>1～16. (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るもの<u>や第 20 条に定める未利用口座管理手数料に係るもの</u>を除きます。） ②～⑤ (省略)</p> <p>18～19. (省略)</p> <p>20. (未利用口座管理手数料) <u>(1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。</u> <u>(2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。</u> <u>(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとしします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとしします。</u> <u>(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第 14 条第 4 項の貯金口座の利用には含まれないものとしします。</u> <u>(5) 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。</u> <u>(6) 第 3 項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u></p> <p>21. (規定の変更等) (1)～(2) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>1～16. (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るもの<u>(追加)</u>を除きます。） ②～⑤ (省略)</p> <p>18～19. (省略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>20. (規定の変更等) (1)～(2) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

改正後	改正前
<u>(令和3年10月1日現在)</u>	<u>(令和3年4月1日現在)</u>
<p style="text-align: center;">総合口座（普通貯金無利息型）取引規定</p> <p>1～15. (省略)</p> <p>16. (解約等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第14条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。<u>また、普通貯金規定にもとづき、普通貯金取引が停止または解約された場合は、当組合は貸越を中止するものとします。</u></p> <p>(3)～(6) (省略)</p> <p>17～21. (省略)</p> <p>22. (未利用口座管理手数料)</p> <p><u>(1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。</u></p> <p><u>(2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。</u></p> <p><u>(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。</u></p> <p><u>(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第16条第5項の貯金口座の利用には含まれないものとします。</u></p> <p><u>(5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。</u></p> <p><u>(6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u></p> <p>23. (規定の変更等)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和3年10月1日現在)</u></p>	<p style="text-align: center;">総合口座（普通貯金無利息型）取引規定</p> <p>1～15. (省略)</p> <p>16. (解約等)</p> <p>(1) 普通貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期貯金の記載がある場合で、定期貯金の残高があるときは、別途に定期貯金の通帳または証書を発行します。</p> <p>(2) 第14条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。<u>(追加)</u></p> <p>(3)～(6) (省略)</p> <p>17～21. (省略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>22. (規定の変更等)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和3年4月1日現在)</u></p>
<p style="text-align: center;">貯蓄貯金規定</p> <p>1～17. (省略)</p> <p>18. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に</p>	<p style="text-align: center;">貯蓄貯金規定</p> <p>1～17. (省略)</p> <p>18. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に</p>

改正後	改正前
<p>関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものや第 21 条に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。）</p> <p>②～⑤（省略）</p> <p>19～20.（省略）</p> <p>21.（未利用口座管理手数料）</p> <p>(1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。</p> <p>(2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。</p> <p>(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落とし、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。</p> <p>(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第 15 条第 4 項の貯金口座の利用には含まれないものとします。</p> <p>(5) 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。</p> <p>(6) 第 3 項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>22.（規定の変更等）</p> <p>(1)～(2)（省略）</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>（令和 3 年 10 月 1 日現在）</u></p>	<p>関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るもの <u>（追加）</u> を除きます。）</p> <p>②～⑤（省略）</p> <p>19～20.（省略）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>21.（規定の変更等）</p> <p>(1)～(2)（省略）</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>（令和 3 年 4 月 1 日現在）</u></p>
スーパー定期貯金規定（単利型）（省略）	スーパー定期貯金規定（単利型）（省略）
スーパー定期貯金規定（複利型）（省略）	スーパー定期貯金規定（複利型）（省略）
スーパー定期貯金規定（利息分割型）（省略）	スーパー定期貯金規定（利息分割型）（省略）
自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）（省略）	自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）（省略）
自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）（省略）	自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）（省略）

改正後	改正前
自動継続スーパー定期貯金規定（利息分割型）（省略）	自動継続スーパー定期貯金規定（利息分割型）（省略）
大口定期貯金規定（省略）	大口定期貯金規定（省略）
自動継続大口定期貯金規定（省略）	自動継続大口定期貯金規定（省略）
期日指定定期貯金規定（省略）	期日指定定期貯金規定（省略）
自動継続期日指定定期貯金規定（省略）	自動継続期日指定定期貯金規定（省略）
変動金利定期貯金規定（単利型）（省略）	変動金利定期貯金規定（単利型）（省略）
変動金利定期貯金規定（複利型）（省略）	変動金利定期貯金規定（複利型）（省略）
自動継続変動金利定期貯金規定（単利型）（省略）	自動継続変動金利定期貯金規定（単利型）（省略）
自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）（省略）	自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）（省略）
据置定期貯金規定（省略）	据置定期貯金規定（省略）
自動継続据置定期貯金規定（省略）	自動継続据置定期貯金規定（省略）
<p style="text-align: center;">定期積金規定</p> <p>1.（省略）</p> <p>2.（口座振替による掛金の払込み）</p> <p>（1）（省略）</p> <p>（2）この貯金の掛込日（掛込日が休日の場合は、翌営業日）に、掛込口座欄で指定する口座から、積金契約者へ通知することなく、掛込額を引落しのうえ掛込を行います。この場合、貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出は行いません。</p> <p>掛込日において、掛込額が振替口座から払い戻すことのできる金額（振替条件で「貸越が発生しても掛込」を指定したときは、当座貸越を利用できる金額を含む。）を超えるときは、掛込日から7営業日までの期間に限り前項と同様に掛込みを行います。また、7営業日を超えて掛込みができなかった場合は、積金契約者</p>	<p style="text-align: center;">定期積金規定</p> <p>1.（省略）</p> <p>2.（口座振替による掛金の払込み）</p> <p>（1）（省略）</p> <p>（2）この貯金の掛込日（掛込日が休日の場合は、翌営業日）に、掛込口座欄で指定する口座から、積金契約者へ通知することなく、掛込額を引落しのうえ掛込を行います。この場合、貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出は行いません。</p> <p>掛込日において、掛込額が振替口座から払い戻すことのできる金額（振替条件で「貸越が発生しても掛込」を指定したときは、当座貸越を利用できる金額を含む。）を超えるときは、掛込日から7営業日までの期間に限り前項と同様に掛込みを行います。また、7営業日を超えて掛込みができなかった場合は、積金契約者</p>

改正後	改正前
<p>へ通知することなく当該掛込を中止します。<u>ただし、令和3年10月1日以降、新たに口座を開設もしくは再契約した積金については、次回以降の掛込日に中止した掛込み分を含め振替口座から掛込みを行います。なお、その場合には、掛込日が古いものから順に掛込額単位で掛込みを行います。</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p>3～23. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>(令和3年10月1日現在)</u></p>	<p>へ通知することなく当該掛込を中止します。<u>(追加)</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p>3～23. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>(令和3年4月1日現在)</u></p>
積立式定期貯金規定 (省略)	積立式定期貯金規定 (省略)
一般財形貯金規定 (省略)	一般財形貯金規定 (省略)
財形年金貯金規定 (省略)	財形年金貯金規定 (省略)
財形住宅貯金規定 (省略)	財形住宅貯金規定 (省略)
通知貯金規定 (省略)	通知貯金規定 (省略)
譲渡性貯金規定 (省略)	譲渡性貯金規定 (省略)
退職者向け定期貯金「みのり」規定 (省略) (自動継続スーパー定期貯金<単利型>)	退職者向け定期貯金「みのり」規定 (省略) (自動継続スーパー定期貯金<単利型>)
退職者向け定期貯金「みのり」規定 (省略) (自動継続大口定期貯金)	退職者向け定期貯金「みのり」規定 (省略) (自動継続大口定期貯金)

(改正後)		(改正前)	
商品概要説明書 普通貯金 <u>(令和3年10月1日現在)</u>		商品概要説明書 普通貯金 <u>(令和元年10月1日現在)</u>	
商品名	(省略)	(省略)	(省略)
ご利用いただける方	(省略)	(省略)	(省略)
期間	(省略)	(省略)	(省略)
預入方法	(省略)	(省略)	(省略)
払戻方法	(省略)	(省略)	(省略)
利息	(省略)	(省略)	(省略)
手数料	<ul style="list-style-type: none"> キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当会およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。 スウィングサービスの取扱い（普通貯金から貯蓄貯金への自動的な振替）にあたっては、店頭に備え置く手数料等一覧に掲載した手数料を負担していただきます。 <u>令和3年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合には、未利用口座管理手数料をいただきます。</u> <u>なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当会およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。 スウィングサービスの取扱い（普通貯金から貯蓄貯金への自動的な振替）にあたっては、店頭に備え置く手数料等一覧に掲載した手数料を負担していただきます。 <u>(追加)</u>	
付加できる特約事項	(省略)	(省略)	(省略)
中途解約	(省略)	(省略)	(省略)
貯金保険制度 (公的制度)	(省略)	(省略)	(省略)
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	(省略)	(省略)	(省略)
その他参考となる 事項	(省略)	(省略)	(省略)
詳しくは窓口にお問い合わせください。		詳しくは窓口にお問い合わせください。	
新潟県信用農業協同組合連合会		新潟県信用農業協同組合連合会	

商品概要説明書		商品概要説明書	
総合口座 <u>(令和3年10月1日現在)</u>		総合口座 <u>(令和元年10月1日現在)</u>	
商品名	(省略)	(省略)	(省略)
ご利用いただける方	(省略)	(省略)	(省略)
期間	(省略)	(省略)	(省略)
預入方法	(省略)	(省略)	(省略)
払戻方法	(省略)	(省略)	(省略)
利息	(省略)	(省略)	(省略)
手数料	<ul style="list-style-type: none"> キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当会およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。 スウィングサービスの取扱い（普通貯金から貯蓄貯金への自動的な振替）にあたっては、店頭に備え置く手数料等一覧に掲載した手数料を負担していただきます。 <u>令和3年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合には、未利用口座管理手数料をいただきます。</u> <u>なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当会およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。 スウィングサービスの取扱い（普通貯金から貯蓄貯金への自動的な振替）にあたっては、店頭に備え置く手数料等一覧に掲載した手数料を負担していただきます。 <u>(追加)</u>	

(改正後)		(改正前)	
付加できる特約事項	(省略)	(省略)	(省略)
貯金保険制度 (公的制度)	(省略)	(省略)	(省略)
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	(省略)	(省略)	(省略)
その他参考となる 事項	(省略)	(省略)	(省略)
詳しくは窓口にお問い合わせください。		詳しくは窓口にお問い合わせください。	
新潟県信用農業協同組合連合会		新潟県信用農業協同組合連合会	

商品概要説明書 普通貯金無利息型<決済用> <u>(令和3年10月1日現在)</u>		商品概要説明書 普通貯金無利息型<決済用> <u>(令和元年10月1日現在)</u>	
商品名	(省略)	(省略)	(省略)
ご利用いただける方	(省略)	(省略)	(省略)
期間	(省略)	(省略)	(省略)
預入方法	(省略)	(省略)	(省略)
払戻方法	(省略)	(省略)	(省略)
利息	(省略)	(省略)	(省略)
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当会およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかります。 ・スウィングサービスの取扱い（普通貯金から貯蓄貯金への自動的な振替）にあたっては、店頭に備え置く手数料等一覧に掲載した手数料を負担していただきます。 ・<u>令和3年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合には、未利用口座管理手数料をいただきます。</u> ・<u>なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当会およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかります。 ・スウィングサービスの取扱い（普通貯金から貯蓄貯金への自動的な振替）にあたっては、店頭に備え置く手数料等一覧に掲載した手数料を負担していただきます。 <p><u>(追加)</u></p>	
付加できる特約事項	(省略)	(省略)	(省略)
貯金保険制度 (公的制度)	(省略)	(省略)	(省略)
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	(省略)	(省略)	(省略)
その他参考となる 事項	(省略)	(省略)	(省略)
詳しくは窓口にお問い合わせください。		詳しくは窓口にお問い合わせください。	
新潟県信用農業協同組合連合会		新潟県信用農業協同組合連合会	

商品概要説明書 総合口座（普通貯金無利息型<決済用>） <u>(令和3年10月1日現在)</u>		商品概要説明書 総合口座（普通貯金無利息型<決済用>） <u>(令和元年10月1日現在)</u>	
商品名	(省略)	(省略)	(省略)
ご利用いただける方	(省略)	(省略)	(省略)

(改正後)		(改正前)	
期間	(省略)	(省略)	(省略)
預入方法	(省略)	(省略)	(省略)
払戻方法	(省略)	(省略)	(省略)
利息	(省略)	(省略)	(省略)
手数料	<ul style="list-style-type: none"> キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当会およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかります。 スウィングサービスの取扱い（普通貯金から貯蓄貯金への自動的な振替）にあたっては、店頭に備え置く手数料等一覧に掲載した手数料を負担していただきます。 <u>令和3年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合には、未利用口座管理手数料をいただきます。</u> <u>なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当会およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかります。 スウィングサービスの取扱い（普通貯金から貯蓄貯金への自動的な振替）にあたっては、店頭に備え置く手数料等一覧に掲載した手数料を負担していただきます。 <p><u>(追加)</u></p>	
付加できる特約事項	(省略)	(省略)	(省略)
貯金保険制度 (公的制度)	(省略)	(省略)	(省略)
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	(省略)	(省略)	(省略)
その他参考となる 事項	(省略)	(省略)	(省略)
詳しくは窓口にお問い合わせください。		詳しくは窓口にお問い合わせください。	
新潟県信用農業協同組合連合会		新潟県信用農業協同組合連合会	

商品概要説明書 貯蓄貯金 <u>(令和3年10月1日現在)</u>		商品概要説明書 貯蓄貯金 <u>(令和元年10月1日現在)</u>	
商品名	(省略)	(省略)	(省略)
ご利用いただける方	(省略)	(省略)	(省略)
期間	(省略)	(省略)	(省略)
預入方法	(省略)	(省略)	(省略)
払戻方法	(省略)	(省略)	(省略)
利息	(省略)	(省略)	(省略)
手数料	<ul style="list-style-type: none"> キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当会およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかります。 スウィングサービスの取扱い（普通貯金から貯蓄貯金への自動的な振替）にあたっては、店頭に備え置く手数料等一覧に掲載した手数料を負担していただきます。 <u>令和3年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合には、未利用口座管理手数料をいただきます。</u> <u>なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当会およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかります。 スウィングサービスの取扱い（普通貯金から貯蓄貯金への自動的な振替）にあたっては、店頭に備え置く手数料等一覧に掲載した手数料を負担していただきます。 <p><u>(追加)</u></p>	
付加できる特約事項	(省略)	(省略)	(省略)
貯金保険制度 (公的制度)	(省略)	(省略)	(省略)
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	(省略)	(省略)	(省略)
その他参考となる 事項	(省略)	(省略)	(省略)
詳しくは窓口にお問い合わせください。		詳しくは窓口にお問い合わせください。	

商品概要説明書 定期積金<定額式> (令和3年10月1日現在)		商品概要説明書 定期積金<定額式> (令和元年10月1日現在)	
商品名	(省略)	(省略)	(省略)
ご利用いただける方	(省略)	(省略)	(省略)
期間	(省略)	(省略)	(省略)
払込方法 (1) 払込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・ 掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。 ・ 預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 なお、10月1日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・ 掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。 ・ 預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 (追加)	
(2) 払込金額 (3) 払込単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1回あたり1,000円以上 ・ 1円単位 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1回あたり1,000円以上 ・ 1円単位 	
払戻方法	(省略)	(省略)	(省略)
給付補填金	(省略)	(省略)	(省略)
手数料	(省略)	(省略)	(省略)
付加できる特約事項	(省略)	(省略)	(省略)
中途解約時の取扱い	(省略)	(省略)	(省略)
貯金保険制度 (公的制度)	(省略)	(省略)	(省略)
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	(省略)	(省略)	(省略)
その他参考となる 事項	(省略)	(省略)	(省略)
詳しくは窓口にお問い合わせください。 新潟県信用農業協同組合連合会		詳しくは窓口にお問い合わせください。 新潟県信用農業協同組合連合会	

商品概要説明書 定期積金<目標式> (令和3年10月1日現在)		商品概要説明書 定期積金<目標式> (令和元年10月1日現在)	
商品名	(省略)	(省略)	(省略)
ご利用いただける方	(省略)	(省略)	(省略)
期間	(省略)	(省略)	(省略)
払込方法 (1) 払込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。(初回で掛金を調整) ・ 掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。 ・ 預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 なお、10月1日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。(初回で掛金を調整) ・ 掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。 ・ 預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 (追加)	
(2) 払込金額 (3) 払込単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1回あたり1,000円以上 ・ 1円単位 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1回あたり1,000円以上 ・ 1円単位 	

(改正後)		(改正前)	
払戻方法	(省略)	(省略)	(省略)
給付補填金	(省略)	(省略)	(省略)
手数料	(省略)	(省略)	(省略)
付加できる特約事項	(省略)	(省略)	(省略)
中途解約時の取扱い	(省略)	(省略)	(省略)
貯金保険制度 (公的制度)	(省略)	(省略)	(省略)
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	(省略)	(省略)	(省略)
その他参考となる 事項	(省略)	(省略)	(省略)
詳しくは窓口にお問い合わせください。 新潟県信用農業協同組合連合会		詳しくは窓口にお問い合わせください。 新潟県信用農業協同組合連合会	

商品概要説明書 定期積金<通増通減式> <u>(令和3年10月1日現在)</u>		商品概要説明書 定期積金<通増通減式> <u>(令和元年10月1日現在)</u>	
商品名	(省略)	(省略)	(省略)
ご利用いただける方	(省略)	(省略)	(省略)
期間	(省略)	(省略)	(省略)
払込方法 (1) 払込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。(契約期間中、年単位で掛金を増額または減額可能) ・掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。 <p><u>なお、10月1日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行います。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。(契約期間中、年単位で掛金を増額または減額可能) ・掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。 <p><u>(追加)</u></p>	
(2) 払込金額	<ul style="list-style-type: none"> ・1回あたり1,000円以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・1回あたり1,000円以上 	
(3) 払込単位	<ul style="list-style-type: none"> ・1円単位 	<ul style="list-style-type: none"> ・1円単位 	
払戻方法	(省略)	(省略)	(省略)
給付補填金	(省略)	(省略)	(省略)
手数料	(省略)	(省略)	(省略)
付加できる特約事項	(省略)	(省略)	(省略)
中途解約時の取扱い	(省略)	(省略)	(省略)
貯金保険制度 (公的制度)	(省略)	(省略)	(省略)
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	(省略)	(省略)	(省略)
その他参考となる 事項	(省略)	(省略)	(省略)
詳しくは窓口にお問い合わせください。 新潟県信用農業協同組合連合会		詳しくは窓口にお問い合わせください。 新潟県信用農業協同組合連合会	

商品概要説明書 定期積金<満期分散式> <u>(令和3年10月1日現在)</u>	商品概要説明書 定期積金<満期分散式> <u>(令和元年10月1日現在)</u>

(改正後)		(改正前)	
商品名	(省略)	(省略)	(省略)
ご利用いただける方	(省略)	(省略)	(省略)
期間	(省略)	(省略)	(省略)
払込方法 (1) 払込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。(満期到来済の各年の掛金を最終年の掛金として積立可能) ・掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。 <p><u>なお、10月1日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行います。</u></p>	払込方法 (1) 払込方法 <ul style="list-style-type: none"> ・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。(満期到来済の各年の掛金を最終年の掛金として積立可能) ・掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。 <p><u>(追加)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。(満期到来済の各年の掛金を最終年の掛金として積立可能) ・掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。
(2) 払込金額	<ul style="list-style-type: none"> ・1個別口あたり1回につき1,000円以上 	(2) 払込金額	<ul style="list-style-type: none"> ・1個別口あたり1回につき1,000円以上
(3) 払込単位	<ul style="list-style-type: none"> ・1円単位 	(3) 払込単位	<ul style="list-style-type: none"> ・1円単位
払戻方法	(省略)	(省略)	(省略)
給付補填金	(省略)	(省略)	(省略)
手数料	(省略)	(省略)	(省略)
付加できる特約事項	(省略)	(省略)	(省略)
中途解約時の取扱い	(省略)	(省略)	(省略)
貯金保険制度 (公的制度)	(省略)	(省略)	(省略)
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	(省略)	(省略)	(省略)
その他参考となる事項	(省略)	(省略)	(省略)
詳しくは窓口にお問い合わせください。		詳しくは窓口にお問い合わせください。	
新潟県信用農業協同組合連合会		新潟県信用農業協同組合連合会	